

# 中華人民共和国商標法

## 新旧対照表

(条文内赤字は修正内容)

现行商標法	新修改商標法
2013年8月30日第12期全国人民代表大會常務委員會第4回會議「中華人民共和國商標法」改正に関する決定により第3回改正	2019年4月23日第13期全国人民代表大會常務委員會第10回會議で通過し、改正条項は2019年11月1日から実施
第一章 総則	第一章 総則
第四条 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。  この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。	第四条 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。  この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。
第十九条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を行わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負うものとする。  委託人が登録出願する商標には、この法律において登録できないと定めている事由	第十九条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を行わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負うものとする。  委託人が登録出願する商標には、この法律において登録できないと定めている事

<p>があり得る場合には、商標代理機構はその旨を委託人に明確に告知しなければならない。</p> <p>商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っており、又はこれを知るべきである場合には、その委託を受けてはならない。</p> <p>商標代理機構は、代理している業務に関する商標登録出願を除いて、その他の商標登録を出願してはならない。</p>	<p>由があり得る場合には、商標代理機構はその旨を委託人に明確に告知しなければならない。</p> <p>商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律<b>第四条</b>、第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っており、又はこれを知るべきである場合には、その委託を受けてはならない。</p> <p>商標代理機構は、代理している業務に関する商標登録出願を除いて、その他の商標登録を出願してはならない。</p>
<p>第三章 商標登録の審査及び認可</p>	<p>第三章 商標登録の審査及び認可</p>
<p>第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヵ月以内に、先行権利者、利害関係人がこの法律第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると判断した場合、又は如何なる者がこの法律第十条、第十一条、第十二条の規定に違反していると判断した場合には、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間が満了しても異議申立がなかった場合、その登録を許可し、商標登録証を交付し、公告する。</p>	<p>第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヵ月以内に、先行権利者、利害関係人がこの法律第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると判断した場合、又は如何なる者がこの法律<b>第四条</b>、第十条、第十一条、第十二条、<b>第十九条第四項</b>の規定に違反していると判断した場合には、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間が満了しても異議申立がなかった場合、その登録を許可し、商標登録証を交付し、公告する。</p>
<p>第五章 登録商標の無効宣告</p>	<p>第五章 登録商標の無効宣告</p>
<p>第四十四条 登録された商標がこの法律第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標の無効宣告を行う。その他の事業単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の無効宣告を請求することが</p>	<p>第四十四条 登録された商標がこの法律<b>第四条</b>、第十条、第十一条、第十二条、<b>第十九条第四項</b>の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標の無効宣告を行う。その他の事業単位又は個人は、商標評審委員会に</p>

できる。

商標局が登録商標の無効宣告を決定した場合、書面で当事者に通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服である場合、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヵ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事由があり、延長することが必要な場合には、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服である場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

その他の事業単位又は個人が商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求する場合、商標評審委員会は請求を受領したあとに、書面で関係の当事者に通知し、期限を定めて答弁を提出するよう命じなければならない。商標評審委員会は請求を受領した日から9ヵ月以内に登録商標を維持するか、又は登録商標の無効を宣告する旨の裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事由があり、延長することが必要な場合には、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者は商標評審委員会の裁定に不服である場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することが

その登録商標の無効宣告を請求することができる。

商標局が登録商標の無効宣告を決定した場合、書面で当事者に通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服である場合、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヵ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事由があり、延長することが必要な場合には、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服である場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

その他の事業単位又は個人が商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求する場合、商標評審委員会は請求を受領したあとに、書面で関係の当事者に通知し、期限を定めて答弁を提出するよう命じなければならない。商標評審委員会は請求を受領した日から9ヵ月以内に登録商標を維持するか、又は登録商標の無効を宣告する旨の裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事由があり、延長することが必要な場合には、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者は

<p>できる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>	<p>商標評審委員会の裁定に不服である場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>
<p>第七章 登録商標専用権の保護</p>	<p>第七章 登録商標専用権の保護</p>
<p>第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪質な商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の 1 倍以上 3 倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力しており、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者が握っている状況では、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないか、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠</p>	<p>第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪質な商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力しており、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者が握っている状況では、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないか、又は虚偽の帳簿、資料を提供した</p>

<p>償金額を判定することができる。</p> <p>権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて300万元以下の賠償金の支払いを判決する。</p>	<p>場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償金額を判定することができる。</p> <p>権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて500万元以下の賠償金の支払いを判決する。</p> <p>人民法院は商標紛争事件を処理する際、権利者の請求に基づき、登録商標を盗用した偽造商品に属する場合、特別な情況を除き、廃棄処分を命じる。主に登録商標を盗用した偽造商品の製造に使われる材料、道具について廃棄処分を命じ、且つ補償を与えない。或いは、特別な情況において、上記材料、道具の市場流通の禁止を命じ、且つ補償を与えない。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品はただ盗用した商標を取り除いただけでの市場流通はしてはいけない。</p>
<p>第六十八条 商標代理機構に下記各号の行為の一つがある場合、工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者には警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(一) 商標関連事項の対応にあたって、法</p>	<p>第六十八条 商標代理機構に下記各号の行為の一つがある場合、工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者には警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>

<p>的文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法的文書、印章、署名を使用しているとき</p> <p>(二) ほかの商標代理機構を中傷する等の手段で商標代理業務を誘致し、又はその他の不正な手段で商標代理市場の秩序を攪乱しているとき</p> <p>(三) この法律第十九条第三項、第四項の規定に違反しているとき。</p> <p>商標代理機構に前項に定める行為がある場合、工商行政管理部門は信用記録にその旨を記載する。情状が重大な場合、商標局、商標評審委員会はそれによる商標代理業務の受理停止を決定し、かつ公告することができる。</p> <p>商標代理機構は、信義誠実の原則に違反し、委託者の合法的利益を侵害した場合、法により民事責任を負うものとし、商標代理業界組織は定款の規定に従い懲戒を与える。</p>	<p>(一) 商標関連事項の対応にあたって、法的文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法的文書、印章、署名を使用しているとき</p> <p>(二) ほかの商標代理機構を中傷する等の手段で商標代理業務を誘致し、又はその他の不正な手段で商標代理市場の秩序を攪乱しているとき</p> <p>(三) この法律<b>第四条</b>、第十九条第三項、第四項の規定に違反しているとき。</p> <p>商標代理機構に前項に定める行為がある場合、工商行政管理部門は信用記録にその旨を記載する。情状が重大な場合、商標局、商標評審委員会はそれによる商標代理業務の受理停止を決定し、かつ公告することができる。</p> <p>商標代理機構は、信義誠実の原則に違反し、委託者の合法的利益を侵害した場合、法により民事責任を負うものとし、商標代理業界組織は定款の規定に従い懲戒を与える。</p> <p><b>悪意による商標登録出願に対し、情状により警告、罰金等の行政処罰を与える。悪意による商標訴訟に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。</b></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出所：

2019年4月23日付け全国人民代表大会ウェブサイトを基にJETRO北京事務所新旧対照表（日本語仮訳）を作成

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201904/b38134b1951e483796fcf5933f1edd00.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。